

データと競争政策に関する検討会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成29年3月3日（金）13：00～15：00
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1214特別会議室
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり（鮫島委員※，土佐委員，西岡委員及び松尾委員は欠席 ※代理出席〔日置巴美 内田・鮫島法律事務所 弁護士〕）
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) オンライン広告分野におけるデータの利活用の現状について（事業者からのプレゼンテーション）
 - (3) 多面市場における市場画定に係る経済分析の現状（専門家からのプレゼンテーション）
 - (4) 討議
 - (5) 閉会
- 5 議事概要

各委員から出された意見等は以下のとおり。

(1) 無料市場について

○ データの集積が行われるのは、金銭的対価を伴わない無料市場においてであろう。伝統的な考え方としては、無料市場での競争を評価するのではなく、収益ベースのある市場における競争を考え、その競争に及ぶ効果として無料の取引を捕捉すると考えるのが通常である。

ただし、このような従来の考え方では対応できないと考えられるのが、収益ベースのある市場に有力な事業者が存在し、かつ、無料市場において収集されるデータが収益ベースのある市場での競争力につながる研究開発等の投入要素となっており、無料市場での競争力が収益ベースのある市場での競争力を得るために重要な意味を持つような場合である。

○ 無料市場には、2つの特徴的な側面がある。一つ目は、消費者への役務提供に関する競争が、価格ではなく、技術開発等を通じた様々な形での役務の改善，付加的な役務の提供により行われているという側面である。二つ目は、様々な形での改善等を提供することにより、役務を提供する側が相手方のデータを購入するというデータの購入市場としての側面である。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局経済調査室
	電話 03-3581-4919（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html

事例ごとにフィードバック効果を分析してみないと分からないことではあるが、データの購入市場における競争という側面で検討すると、そこでの競争が低下した場合、役務提供の品質低下は対価の実質的な引下げをもたらすと見ることもできる。もちろん、端的に無料市場における供給競争と評価することもできるが、法的な分析として買い手競争の側面を考慮した検討も可能である。

○ 無料市場について SSNIP (Small but Significant and Non-transitory Increase in Price) により市場を画定することは適切でないであろう。

○ 公正取引委員会の実務では、従来から価格によらない競争に関しても需要者層を特定し、その範囲で市場を画定することが行われてきたと理解している。そのような市場画定では、場合によっては、特定の需要者層を対象とするアンケート調査に基づき、品質が変わったときにどの程度の需要者が転換するかといった転換率を算定することで、市場の範囲を検討するといった手法もあり得るのではないか。必ずしも SSNIP のような価格に着目した方法ではなく、より需要者の行動をダイナミックに見ていくことで市場の範囲を捉えることができるのではないか。

(2) 新たな市場画定手法について

○ SSNIC (Small but Significant and Non-transitory Increase in Costs) はユーザーが負担する金銭以外のコストを価格に置き換えることによる評価方法の一つとして考えられる。SSNDQ (Small but Significant and Non-transitory Decrease in Quality) は、極めて定性的な機能の変化に基づく評価を念頭においている。

公正取引委員会の実務でも、市場画定においてある程度定性的な評価も許容されるという理解が必要ではないか。

(3) 事業者から提出される市場画定に関するデータについて

○ 最近のデジタルプラットフォーム、特に、マッチング型のプラットフォームの台頭は、あるセグメント A と別のセグメント B の事業活動に関する相互の影響が、データ解析技術の向上により、定量的に把握できるようになったことが背景にあるのではないか。

例えば、米国におけるアメリカンエアラインの不当廉売事案では、航空会社から、同社が管理会計上、路線間のネットワーク効果を考慮した価格統制メカニズムを用いていたことを示す資料が提出されている。我が国においても、将来的には、事業者自らが意思決定に用いた資料が市場画定に係る主張を根拠付けるものとして提出される可能性があるが、公正取引委員会においては、信頼に値するかといった観点から批判的に評価しつつ、そのような資料を審査に活用していくこと

が必要となる。

- 事業者が提出した内部文書を分析することは、公正取引委員会にとって有用な手段と考える。ただし、事業者が市場分析のために内部文書として作成する資料では、競争者を絞り込んでいる場合が多く、市場としては狭くなるような形で作り込まれる傾向がある。公正取引委員会が、そのような内部資料に過度に依存すると、無料市場について SSNIP をそのまま使った場合と同様に、市場画定が狭くなり過ぎるといふ弊害が生じる可能性がある。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

データと競争政策に関する検討会委員名簿

宇都宮 秀樹 森・濱田松本法律事務所 弁護士

川濱 昇 京都大学大学院法学研究科教授

座長 後藤 晃 東京大学名誉教授

鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所 弁護士

土佐 和生 甲南大学法科大学院教授

中林 純 近畿大学経済学部准教授
(競争政策研究センター主任研究官)

西岡 靖之 法政大学デザイン工学部教授

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科特任准教授

森 亮二 英知法律事務所 弁護士

和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授
(競争政策研究センター主任研究官)

(オブザーバー)

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣府 知的財産戦略推進事務局

個人情報保護委員会事務局

総務省

経済産業省

[五十音順, 敬称略, 役職は平成29年3月3日現在]